報告第２９号

各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）社会福祉の報告について

各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）社会福祉について、下記のとおり報告します。

平成１５年１２月４日　提　出

修善寺町外３町合併協議会
会　長　　大　城　伸　彦

２３－９
各種事務事業の取扱い（福祉関係事業）社会福祉の報告について

報告事項及び調整結果［※］

(3) 戦没者追悼式は、合併時に、遺族会で実施するよう調整する。
※戦没者追悼式は、合併時に遺族会（事務局：社会福祉協議会）で実施する。

(6) (福)社会福祉協議会への補助金は、合併時までに(福)社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整する。
※(福)社会福祉協議会への補助金は、合併時までに、田方南部４町社会福祉協議会合併協議会と協議し決定する。

(7) (福)社会福祉協議会への委託は、地域の実情を考慮し、合併時までに(福)社会福祉協議会と速やかに調整し、新市において実施する。
※(福)社会福祉協議会への委託は、合併時までに、田方南部４町社会福祉協議会合併協議会と協議し決定する。